

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月23日

支出負担行為担当官

さいたま地方検察庁検事正 鎌田 隆志

1 工事概要

(1) 品目分類番号

41

(2) 工事名

さいたま法務総合庁舎ほか2か所照明設備LED化改修工事

(3) 工事場所

ア さいたま市浦和区高砂3-16-58

さいたま法務総合庁舎

RC造5階建、建築面積2,896㎡、延面積12,190㎡、敷地面積8,955㎡

イ 埼玉県川越市宮下町2-1-3

さいたま地方検察庁川越支部

RC造2階建、建築面積615㎡、延面積1,260㎡、敷地面積2,314㎡

ウ 埼玉県熊谷市宮町1-6-2

さいたま地方検察庁熊谷支部

RC造3階建、建築面積621㎡、延面積1,853㎡、敷地面積1,671㎡

(4) 工事内容

ア 工事概要

(3)記載の各庁舎に設置されている蛍光灯照明器具を、LED照明器具に改修する工事

イ 工事種目

電気設備工事

(5) 工期

令和9年3月19日まで

(6) 本件入札手続は、下記3に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（GEP S）（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>））により行う。

なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本

件入札手続において「紙入札方式」という。)ができる。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 本工事の業種区分（電気工事）において、法務省の令和7・8年度における建設工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 法務省の令和7・8年度における電気工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,100点未満（B、C）であること。

- (4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。

ア 一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士又これと同等以上の資格を有する者であること。

イ 所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と3か月以上の雇用関係にあること。

- (5) 主任技術者又は監理技術者の専任期間は以下のとおりである。

ア 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

イ 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

ウ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指

名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。
- (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
- (10) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。

3 入札手続等

- (1) 担当部局 〒 330-8572 さいたま市浦和区高砂3-16-58
さいたま地方検察庁会計課国有財産係
電話 048-863-1190（直通）

(2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法

ア 入手期間

- (ア) 入札説明書等（入札説明書別冊の図面を除く。）
令和8年1月23日（金）から同年3月4日（水）午後5時まで
- (イ) 入札説明書別冊の図面
令和8年2月10日（火）から同年3月4日（水）午後5時まで

イ 入手方法

- (ア) 入札説明書等（入札説明書別冊の図面を除く）は、上記3(1)にて交付（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。）又は電子調達システムからダウンロードできる。
- (イ) 入札説明書別冊の図面については、競争参加資格があると認められた者に対し、上記3(1)でのみ交付（休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。）するので必ず入手すること（同図面は電子調達システムからダウンロードの方法によっては入手できない）。

なお、郵送又は電子メールによる入手申し込みは受け付けない。

- (3) 競争参加資格確認申請書及び紙入札方式による参加申請書の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和8年1月23日(金)から同年2月5日(木)までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による場合は上記3(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札

(ア) 入札書の提出期限

令和8年3月5日(木)午後3時まで

(イ) 入札書の提出方法

電子調達システムによる。

なお、紙入札方式による場合は上記3(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)すること。

イ 開札

(ア) 開札の日時

令和8年3月6日(金)午前10時

(イ) 開札の場所

〒330-8572 さいたま市浦和区高砂3-16-58

さいたま法務総合庁舎2階会議室又は電子調達システム

4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付(保管金の取扱店 日本銀行浦和代理店(埼玉りそな銀行さいたま営業部))。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行浦和代理店(埼玉りそな銀行さいたま営業部))又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

おって、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(6) 配置予定技術者の確認等

落札者決定後、工事实績情報システム等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、長期入院、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、資料の差し替えは認められない。資料の提出期限の翌日以降において、長期入院等の特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、資格と同種又は類似工事の経験等の総合評価について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を発注者の承認を得た上で配置しなければならない。

(7) 手続における交渉の意図の有無

無

(8) 契約書の作成の要否

要

(9) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は入札説明書による。

第4号様式

競争参加資格確認結果

- 1 工事名 さいたま法務総合庁舎ほか2か所照明設備LED化改修工事
- 2 部局名 さいたま地方検察庁
- 3 入札公告日 令和8年1月23日
- 4 競争参加資格確認結果通知期限日 令和8年2月9日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
能田電気工業株式会社	有	
株式会社テクノ三和	有	
株式会社オールライト	有	
株式会社クラフト	有	
旭株式会社	有	
株式会社ライオン事務器	有	

(備考) 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載する。

2 「資格がないと認めた理由」の欄には、競争参加資格確認通知書と同様の内容を記載する。

入 札 調 書

件 名		さいたま法務総合庁舎ほか2か所照明設備LED化改修工事											
入札及び開札の場所		さいたま地方検察庁2階会議室											
入札日時		令和8年3月5日 15時00分		開札日時		令和8年3月6日 10時00分							
入 札 者 法 人 番 号		1 回 ----- 金額 (千円)	2 回 金額 (千円)	見積 1 回	見積 2 回								
1	能田電気工業株式会社 法人番号5011501008237	44,000	落札										
2	株式会社クラフト 法人番号6011801028066	55,259											
3	株式会社テクノ三和 法人番号1060001011915	133,000											
4	株式会社ライオン事務器 法人番号1122001014313	無効											
5	株式会社オールライト 法人番号9140001110305	未提出											
6	旭株式会社 法人番号2140001105237	未提出											
7													
8													
9													
10													
落札決定の理由		予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札し、また、当該価格について、予算決算及び会計令第86条の規定により調査した結果、一定の水準を保った適切な契約の履行が可能と判断したため。											
備 考		<p>会計法第29条の3第1項による一般競争</p> <p>当該金額に10%に相当する額（消費税相当額）を加算した金額が、法律上の入札（見積）金額である。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">予 定 価 格（税抜価格）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">79,320</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>調 査 基 準 価 格（税抜価格）</td> <td style="text-align: right;">72,590</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </table> <p>低入札価格調査制度対象工事</p>						予 定 価 格（税抜価格）	79,320	千円	調 査 基 準 価 格（税抜価格）	72,590	千円
予 定 価 格（税抜価格）	79,320	千円											
調 査 基 準 価 格（税抜価格）	72,590	千円											
令和8年3月23日		入札執行者		検察事務官		藤 浪 加 代							
		立会者		検察事務官		小 松 原 健 二							

予定価格調書

金 87,252,000 円

(うち消費税相当額 7,932,000 円)

(入札書比較参考額 79,320,000 円)

(調査基準価格 79,849,000 円)

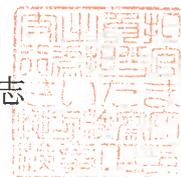
(調査基準価格の100/110 72,590,000 円)

ただし、さいたま法務総合庁舎ほか2か所照明設備LED化改修工事として

令和8年2月27日

支出負担行為担当官

さいたま地方検察庁検事正 鎌田 隆志



予定価格積算内訳書

工事名 さいたま法務総合庁舎ほか2か所照明設備LED化改修工事

第6号様式-2 工事総括表

		金		87,252,000 円	
		(工事価格 金		79,320,000 円)	
		(調査基準価格 金		79,849,000 円)	
		(調査基準価格の100/110		72,590,000 円)	
名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費					
1	さいたま法務総合庁舎	一式		47,316,056	
2	さいたま地方検察庁川越支部	一式		2,311,702	
3	さいたま地方検察庁熊谷支部	一式		2,743,226	
小 計				52,370,984	
共 通 費					
共通仮設費		一式		2,176,709	
現場管理費		一式		15,263,683	
一般管理費等		一式		9,508,624	
小 計				26,949,016	
工事価格				79,320,000	
消費税等相当額	10%			7,932,000	
総 合 計				87,252,000	

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	さいたま法務総合庁舎					
照明器具	E 4 2 8 4 4 5	6	台	27,485	164,910	
照明器具	EL-DT 2 1 1 1 1	6	台	18,980	113,880	
照明器具	FA 1 0 3 1 2 C L E 1	1	台	11,980	11,980	
照明器具	FA 1 0 3 2 2 C L E 1	2	台	12,980	25,960	
照明器具パネル	FK 1 0 3 0 0	1	枚	840	840	
照明器具パネル	FK 1 0 3 1 6	2	枚	840	1,680	
照明器具パネル	FK 1 0 3 1 7	2	枚	840	1,680	
照明器具	FK 1 1 7 2 7 C	2	枚	1,898	3,796	
照明器具	FK 1 1 7 4 7 C	1	枚	3,500	3,500	
照明器具	FSK 9 0 7 2 1 Z	137	台	9,898	1,356,026	
リモコン	FSK 9 0 9 4 1 U	5	台	14,980	74,900	
照明器具	LDA 1 3 N G Z 1 0 0 E S W F	1	個	5,398	5,398	
照明器具	LDA 4 L G S K 4 F	1	個	1,498	1,498	
照明器具	LDL 4 0 S N 1 4 2 6	3	本	6,998	20,994	
照明器具	LDL 4 0 S N 2 9 3 8 K	92	台	9,898	910,616	
照明器具	LGB 5 2 0 9 4 L E 1	9	台	7,998	71,982	
照明器具	LGB 8 1 5 6 5 L E 1	2	台	15,980	31,960	
照明器具	LGB 8 5 0 3 3 L E 1	1	台	6,998	6,998	
照明器具	LGC 2 1 1 1 D	3	台	16,980	50,940	
照明器具	NNCF 4 2 1 3 5 J L E 9	13	台	73,980	961,740	
照明器具	NNCF 4 2 1 5 5 J L E 9	5	台	79,980	399,900	
照明器具	NNFB 8 4 0 0 5	9	台	21,980	197,820	

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
照明器具	NNFB84605	391	台	17,980	7,030,180	
照明器具	NNFS41811CLE9	1	台	66,980	66,980	
照明器具	NNFW21810CLE9	3	台	21,980	65,940	
照明器具	NNFW41051LE9	3	台	13,980	41,940	
照明器具	NNFW41810CLE9	1	台	36,980	36,980	
照明器具	NNLG01517	10	台	29,980	299,800	
照明器具	NO420RB	17	本	9,498	161,466	
照明器具	NO443RB	123	本	14,980	1,842,540	
照明器具	NO460RB	8	本	7,498	59,984	
カッティングシート	SAHX01	57	枚	1,840	104,880	
照明器具	XFL326CBLT9	10	S	16,980	169,800	
照明器具	XFL326PFLT9	36	S	18,980	683,280	
照明器具	AFX420AENLE9	2	S	8,198	16,396	
照明器具	AFX420NENLE9	1	S	8,198	8,198	
照明器具	AFX429RENLE9	2	S	10,980	21,960	
照明器具	AFX430AENLE9	4	S	8,298	33,192	
照明器具	AFX430NENLE9	50	S	8,298	414,900	
照明器具	AFX430PENLE9	130	S	9,998	1,299,740	
照明器具	AFX460DENLR9	2	S	12,980	25,960	
照明器具	AFX460NENLE9	32	S	11,980	383,360	
照明器具	AFX460UENLE9	82	S	12,980	1,064,360	
照明器具	AFX460UENLR9	727	S	14,980	10,890,460	
照明器具	AFX460VENLE9	6	S	14,980	89,880	

名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
照明器具	XFX460VENLR9	81	S	14,980	1,213,380	
照明器具	XFX465EENLE9	2	S	19,980	39,960	
照明器具	XFX466EENLR9	36	S	24,980	899,280	
照明器具	XL663PFVJLA9	9	S	19,980	179,820	
照明器具	XLW202AENZLE9	1	S	10,980	10,980	
照明器具	XLW432NENZLE9	8	S	16,980	135,840	
照明器具	XFX210KENLE9	1	S	6,798	6,798	
照明器具	XFX210NENLE9	11	S	6,598	72,578	
照明器具	XFX230UENLE9	1	S	9,998	9,998	
照明器具	XND0639WLLE9	1	S	5,298	5,298	
照明器具	XND0669WLLE9	14	S	5,298	74,172	
照明器具	XNG0661WLKLE9	1	S	63,980	63,980	
雑材消耗品費		1	式	388,125	388,125	
電工労務費		1	式	10,912,120	10,912,120	
養生及び場内運搬費		1	式	490,245	490,245	
交通費		1	式	498,870	498,870	
廃材処理費		1	式	2,278,438	2,278,438	
廃材運搬費		1	式	805,000	805,000	
合 計					47,316,056	

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	さいたま地方検察庁川越支部					
照明器具	FK80013	10	個	2,898	28,980	
照明器具	LDA7LGSK6A1K	6	個	2,198	13,188	
照明器具	LFIR020-07N50G2	1	個	5,750	5,750	
照明器具	LGC2112D	1	台	9,998	9,998	
照明器具	NNCF42235JLE9	2	台	72,980	145,960	
照明器具	NNFB90605K	2	台	17,980	35,960	
照明器具	NNFB91605C	8	台	14,980	119,840	
照明器具	NNFB93605C	10	台	31,980	319,800	
照明器具	NNFS21810CLE9	1	台	44,980	44,980	
照明器具	NNFS21812CLE9	4	台	44,980	179,920	
照明器具	XDL213VGNLE9	11	S	46,980	516,780	
照明器具	XFX200NENLE9	2	S	5,198	10,396	
照明器具	XFX410DENLE9	1	S	7,598	7,598	
照明器具	XFX459DENLE9	4	S	9,998	39,992	
照明器具	XFX460SLNLE9	2	S	22,980	45,960	
雑材消耗品費		1	式	35,650	35,650	
電工労務費		1	式	477,250	477,250	
養生及び場内運搬費		1	式	85,100	85,100	
交通費		1	式	39,100	39,100	
廃材処理費		1	式	57,500	57,500	
廃材運搬費		1	式	92,000	92,000	
合 計					2,311,702	

名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
3	さいたま地方検察庁熊谷支部					
照明器具	FL6N-SB3	6	本	3,780	22,680	
照明器具	LDA7LGSK6A1K	2	個	2,198	4,396	
照明器具	LDT6LGST6A	6	個	3,598	21,588	
照明器具	LGB85032LE1	12	台	6,398	76,776	
照明器具	LGB85042LE1	1	台	6,198	6,198	
照明器具	NNCF22215JLE	4	台	66,980	267,920	
照明器具	NNFB90605K	13	台	17,980	233,740	
照明器具	NNFB91005C	7	台	17,980	125,860	
照明器具	NNFB91605C	39	台	14,980	584,220	
照明器具	NNFB93005C	1	台	25,980	25,980	
照明器具	NNFB93605C	2	台	31,980	63,960	
照明器具	NNFW21800KLE9	1	台	19,980	19,980	
照明器具	XAD1100NKCE1	3	S	2,715	8,145	
照明器具	XDL213VGNLE9	7	S	46,980	328,860	
照明器具	AFX420AENLE9	1	S	8,198	8,198	
雑材消耗品費		1	式	48,875	48,875	
電工労務費		1	式	545,100	545,100	
養生及び場内運搬費		1	式	85,100	85,100	
交通費		1	式	58,650	58,650	
廃材処理費		1	式	69,000	69,000	
廃材運搬費		1	式	138,000	138,000	
合 計					2,743,226	

第7号様式

低入札価格調査の実施概要

項 目	内 容
1 その価格により入札した理由	(1) 資材の購入について、大量発注であることから資材販売店から低価格で調達が可能であるため。 (2) 過去にも同種工事实績があり、工期は長期であるものの、過去の経験から作業日数自体は少なくして完了させることができ、労務費や経費を低く抑えることができるため。
2 契約対象工事付近における手持ち工事の状況	工事名：1号庁舎LED改修工事 発注者：陸上自衛隊大宮駐屯地
3 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況	なし。
4 契約対象工事場所と入札者の事業所、倉庫等の関連	契約対象工事場所：さいたま市浦和区高砂3-16-58、埼玉県川越市、同県熊谷市 入札者の事業所：東京都荒川区南千住5-25-9
5 手持ち資材の状況	全て新規購入材料を使用。
6 資材購入先及び購入先と入札者の関係	資材購入先：新明電材株式会社足立営業所 入札者の関係：長年取引実績のある業者
7 手持ち機械数の状況	なし。
8 労務者の具体的供給見通し	協力会社を含めて労務者370人工確保している。

項 目	内 容
9 過去に施工された公共工事名及び発注者	(1) 豊洲市場(6)水産卸売場棟5階事務室ほか照明設備改修工事・東京都財務局 (2) 豊成小学校照明改修工事・東京都豊島区 (3) 2号庁舎照明器具改修工事その1、その3・防衛省陸上自衛隊 (4) 日暮里ひろば館学童クラブ化電気設備改修工事・東京都荒川区 (5) 工事2 1号街路灯改修工事(その4)・東京都豊島区 (6) 池袋小学校照明設備改修工事・東京都豊島区 (7) 本庁舎受変電設備改修工事・東京都荒川区 (8) 3板橋市場花き棟受変電設備改修工事・東京都中央卸売市場 (9) 都庁第二本庁舎(3)庭園灯改修工事その2・東京都財務局
10 経営内容	特段の問題なし。
11 1から10までの事情聴取した結果についての調査検討	提出資料等を基に調査した結果、入札金額の積算について、漏れなく計上されており、過去に施工した同種の公共工事に関しても問題なく履行されていること、協力会社との関係も良好で問題ないと思料されること、経営状況についても過去3か年の財務諸表等を確認したところ、特段問題は認められなかったことから、契約内容に適合した工事の履行が可能と認められることから、落札者として適当であると判断した。
12 入札者の施工した法務省発注工事の成績状況	該当なし。
13 経営状況	<公表しないこととする>
14 信用状況	特段の問題なし。
15 その他	建設副産物の搬出予定は適切である。

第9号様式

契約の内容

契約年月日	令和8年3月23日
契約業者名	能田電気工業株式会社
契約業者の住所	東京都荒川区南千住5-25-9
工事の名称	さいたま法務総合庁舎ほか2か所照明設備LED化改修工事
工事場所	さいたま市浦和区高砂3-16-58 さいたま法務総合庁舎 埼玉県川越市宮下町2-1-3 さいたま地方検察庁川越支部 埼玉県熊谷市宮町1-62 さいたま地方検察庁熊谷支部
工事種別	電気設備工事
工事概要	各庁舎に設置されている照明設備をLED化する。
工期 (自) ~ (至)	令和8年3月24日~令和9年3月19日
契約金額	48,400,000円